

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年9月17日（木）10時00分～13時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 2号機原子炉格納容器（PCV）内における調査装置のアクセスルート構築作業時のダスト放出量及び敷地境界における実効線量への影響評価について
 - ✓ 異常時（バウンダリ施工箇所開放時）の評価の考え方について
 - ◇ アクセスルート構築作業においてバウンダリとして使用するX-6ペネトレーション（以下「X-6ペネ」という。）接続構造は、耐震Bクラスの設計であり、X-6ペネと二重シールで機械的に接続する構造で機能確保する設計となっているが、本作業時に、万が一バウンダリ施工箇所が開放した場合を想定し、敷地境界における実効線量を評価。
 - ◇ バウンダリ施工箇所開放時は、X-6ペネに大きな穴があき、PCVガスは漏えい箇所での捕集効果が効かずに原子炉建屋へ放出すると設定。また、窒素供給は継続するが、PCVガス管理設備からの排気ができなくなると設定。
 - ✓ 評価条件の保守性について
 - ◇ 不確かさがある条件があるため、実際の作業時には連続ダストモニタのデータを確認しながら進める予定。
 - ✓ 放出量評価について
 - ◇ 通常時及び異常時の放出量評価モデル
 - ✓ 被ばく評価について
 - ◇ 被ばく経路及び気象条件（大気拡散）

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 放出量評価モデルにおける原子炉建屋を経由する放出経路について、建屋1階容積の1/4のみを放出経路としたことについて説明すること。
 - 被ばく評価における気象条件について、通常時に設定した「年間5回の間欠放出」の詳細について説明すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 アクセスルート構築作業時の影響評価

について